

令和3年第5回定例会

斑鳩町議会会議録

令和3年11月30日

午前9時30分 開会

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (12名)

1番	溝部真紀子	2番	齋藤文夫
3番	中川靖広	5番	伴吉晴
6番	大森恒太朗	7番	嶋田善行
8番	井上卓也	9番	横田敏文
10番	坂口徹	11番	濱真理子
12番	木澤正男	13番	奥村容子

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 佐谷容子

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	中西和夫	副町長	乾善亮
教育長	山本雅章	総務部長	面巻昭男
総務課長	仲村佳真	安全安心課長	真弓啓
政策財政課長	福居哲也	政策財政課参事	岡村智生
住民生活部長	加藤惠三	住民生活部次長	北典子
福祉課長	中原潤	子育て支援課長	中尾歩美
国保医療課長	安藤晴康	環境対策課長	東浦寿也
住民課長	関口修	都市建設部長	上田俊雄
建設農林課長	手塚仁	都市創生課長	本庄徳光
上下水道課長	猪川恭弘	会計管理者	黒崎益範
教育次長	栗本公生	教委総務課長	松岡洋右

1, 議事日程

日程 1. 会議録署名議員の指名

- 日 程 2. 会期の決定について
- 日 程 3. 建設水道常任委員長報告について
- 日 程 4. 厚生常任委員長報告について
- 日 程 5. 総務常任委員長報告について
- 日 程 6. 施政方針について
- 日 程 7. 議案第 3 4 号 行政手続きにおける押印等の見直しに伴う関係
条例の整備に関する条例について
- 日 程 8. 議案第 3 5 号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条
例について
- 日 程 9. 議案第 3 6 号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正す
る条例について
- 日 程 1 0. 議案第 3 7 号 斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例
について
- 日 程 1 1. 議案第 3 8 号 長田団地 B 棟屋根外壁等改修工事請負契約の締
結について
- 日 程 1 2. 議案第 3 9 号 令和 3 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 1 3
号）について
- 日 程 1 3. 議案第 4 0 号 令和 3 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補
正予算（第 3 号）について
- 日 程 1 4. 議案第 4 1 号 令和 3 年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予
算（第 2 号）について
- 日 程 1 5. 議案第 4 2 号 令和 3 年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第 1
号）について
- 日 程 1 6. 議案第 4 3 号 令和 3 年度斑鳩町下水道事業会計補正予算（第
1 号）について
- 日 程 1 7. 同意第 1 1 号 副町長の選任について同意を求めることについ
て
- 日 程 1 8. 同意第 1 2 号 斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任につ
いて同意を求めることについて
- 日 程 1 9. 報告第 1 8 号 議会の委任による町長専決処分の報告について
（令和 3 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 1 0
号）について）

- 日 程 2 0 . 報 告 第 1 9 号 議会の委任による町長専決処分の報告について
(損害賠償の額の決定について)
- 日 程 2 1 . 報 告 第 2 0 号 議会の委任による町長専決処分の報告について
(令和3年度斑鳩町一般会計補正予算(第11号)について)
- 日 程 2 2 . 報 告 第 2 1 号 議会の委任による町長専決処分の報告について
(令和3年度斑鳩町一般会計補正予算(第12号)について)

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時30分 開会)

○議長（伴吉晴君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、全員出席であります。

これより、令和3年第5回斑鳩町議会定例会を開会します。

ただいまから、本日の会議を開きます。

初めに、町長より議会招集の挨拶をお受けします。

中西町長。

○町長（中西和夫君） おはようございます。

令和3年第5回町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様方には、公私何かとお忙しい中、ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

また、10月の町長選挙におきましては、皆様の温かいご支援により、再選を果たすことができました。この場をお借りし、厚くお礼申し上げます。誠にありがとうございました。引き続き、町政を担うにあたりまして、その施政方針につきましても、後刻申し上げますが、町民の皆様が、斑鳩町に住みたい、住み続けたいと、限りない愛着をもっていただけるようなふるさとの創造に引き続き尽力してまいりますので、議員皆様方のなご一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本定例会では、行政手続きにおける押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例についてなど、16議案を提出させていただいております。

いずれの議案につきましても、温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認くださいますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、招集にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） ただいまから、議事に入ります。

本定例会の議事日程は、お手元に配布しております議事日程表のとおりです。よって、これに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1. 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第127条の規定により議長において指名します。

本定例会の会議録署名議員には、12番 木澤議員、13番 奥村議員を指名します。

両議員には、会期中よろしく願いいたします。

続きまして、日程2. 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期を本日から来月17日までの18日間と定めることについて、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から来月17日までの18日間と決定しました。

次に、日程3. 建設水道常任委員長報告についてを議題とします。

令和3年第4回斑鳩町議会定例会において、建設水道常任委員会の閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

13番、奥村委員長。

○建設水道常任委員長(奥村容子君) それでは、閉会中の11月16日に開催した建設水道常任委員会の審査の概要について報告をさせていただきます。

はじめに、継続審査案件であります、都市基盤整備事業に関することについてを議題とし理事者に報告を求めたところ、1点目にいかるがパークウェイの整備について、三室・紅葉ヶ丘区間は、引き続き、側道からの町道部分について電線共同溝の工事を行っている、五百井・興留区間につきましては、今年度予定分の事業用地の取得が完了し、現在、測量調査、地質調査、詳細設計を進めていることなどが報告されました。2点目に11月2日に開催された、近畿地方整備局事業評価監視委員会の審議結果について、いかるがパークウェイの再評価について、事業継続することが妥当であると判断されたと報告されました。3点目に、三室交差点完成後の交通量調査について11月下旬に実施する予定としており、結果がまとまり次第建設常任委員会に報告するとのことでした。

4点目に、JR法隆寺駅周辺整備について、9月29日、奈良県と、法隆寺及びJR法隆寺駅周辺地区のまちづくりに関する基本協定書を締結した内容について報告されました。委員から、個別協定の内容等について、興留5丁目、法隆寺駅周辺がパークウェイ進捗により人や車の流れ動線がどのように変わるのかについて国道事務所に示すよう要望されたいなど、質疑や意見があり、理事者より答弁されております。

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、各課報告事項について、1点目、県事業(桜池耐震補強工事)について報告を受けました。奈良県北部農業振興事務所より実際の工事期間について、令和3年11月1日から令和4年5月20日まで実施していくこととなったとの報告がありました。また通行規制については、工事期間中、片側交互通行と報告がありましたが、警察及びコミュニティバスとの協議の結果、夜間については通行止めを行い、コミュニティバスの運

行日の平日、土、日の午前8時から午後6時までは交通整理員による誘導を行いながら片側交互通行とし、午後6時から午前8時までの夜間は車両通行止めを行うこととなったこと。ただし、年末年始の12月29日から1月3日の間は終日通行止めを行うと報告がありました。委員から、年末年始の通行止めの場所について質問があり、理事者より答弁されております。以上で、各課報告事項については終わりました。

次に、その他についてお聞きしたところ、龍田二番町の自治会から出されている要望書について町の考え方についての質問があり、理事者より答弁をされております。

以上が、閉会中の建設水道常任委員会における審査結果の概要です。

なお、詳細につきましては会議録にまとめますので、ご一読いただきますようお願いいたしまして、建設水道常任委員会の報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 次に、日程4. 厚生常任委員長報告についてを議題とします。

同じく閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。 2番、齋藤委員長。

○厚生常任委員長（齋藤文夫君） それでは、閉会中の11月17日に開催した厚生常任委員会の審査の概要について報告させていただきます。

はじめに、継続審査案件であります、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてを議題とし、理事者に報告を求めたところ、10月5日に奈良市の担当課長が来庁され、大和郡山市が勉強会を脱会された経緯や、奈良市・斑鳩町の2市町での施設建設費、処理施設運営費、最終処分費のみを想定したシミュレーション資料が提示され、今後、実務者会合などで詳細に協議を進め仕上げていきたいと説明されたとのことです。しかし、提示されましたシミュレーションは、以前に提示のありました2市1町のシミュレーションを1市1町に置き換えたものであり、当町が以前から求めていた現実的な判断材料となるシミュレーションではなかったと報告されました。奈良市は脱会を表明された大和郡山市にも引き続き勉強会に参加いただけるよう打診を続けていくとのことであり、大和郡山市の参加が得られなくとも2市町で広域化に向け勉強会を続けていきたいと話があり、11月24日に実務者会合を開催し、1市1町における費用負担のあり方等について協議を行う予定となっていると報告されました。

次に、年末におけるごみ持込み事業について、コロナ禍の状況から感染防止対策に十分配慮して、昨年同様12月29日と30日の2日間、午前8時30分から午後3時まで、持込会場は衛生処理場で実施すると報告がありました。委員から、2市町でのコス

トなどについて質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

継続審査については、報告を受け一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、各課報告事項について、1点目、令和4年度保育所保育料（案）についての報告がありました。全ての階層において、国基準の80%で設定をしているが、令和3年度公定価格による国の徴収基準額が、第8階層のみ保育標準時間認定、保育短時間認定ともに130円の減額となっているので、町の徴収金額も、それぞれ月額100円の減額すること、また同時在園の3歳未満第2子も、国の基準である2分の1から、町の独自の取り組みとして4分の1に引き下げる軽減も継続する予定であると報告されました。委員から、国が第8階層だけ下げた理由について質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

2点目は、新型コロナウイルスワクチン接種について報告がありました。令和3年5月から実施してきた集団接種は、令和3年10月末をもって終了し、15,501の方が接種された。新型コロナウイルスワクチンの追加接種（3回目接種）を実施するにあたり、国から方針が示され、現在、追加接種の実施に向け、準備を進めているので、2回接種を終了した人で、概ね8か月以上後に、1回追加接種を行うこと、追加接種は、令和4年2月から集団接種を開始できるよう、医師会等の関係機関と調整を進めており、対象者に接種券を発送する予定であると報告がありました。委員から、年代別の接種状況などについて質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

3点目は、生駒郡地域外来検査センターの休止について報告がありました。令和3年5月24日から、新型コロナウイルスのPCR検査を行う「生駒郡地域外来検査センター」を週2回生駒郡4町で運営していたが、件数の減少により11月末をもって生駒郡地域外来検査センターを一旦休止すること、第6波の流行も懸念されているが、今後の感染状況を見ながら必要な場合には速やかに再開すると報告がありました。委員から、質疑等はありませんでした。

次に、口頭報告として、子育て支援課より3点の報告がありました。1点目は、斑鳩町公私連携幼保連携型認定こども園設置運営事業者募集の進捗状況について、9月3日に募集要項の公表を行い、4つの法人から参加表明があったこと、12月20日から12月24日までの間に事業提案書の受付を行い、令和4年1月中旬のヒアリング審査を経て優先交渉権者及び次点交渉権者決定後、町のホームページにおいて公表すること、その後、優先交渉権者と協議を行い令和4年3月中に協定を締結し、令和4年度と令和5年度の2か年で施設整備を進めていくと報告されました。

2点目は、18歳以下の子どもへの給付金について報告がありました。国により制度詳細が確定後にできる限り早く支給を行うため、準備を進めていると報告されました。

3点目は、特別児童扶養手当の事務処理の遅延について報告がありました。11月の手当は、奈良県に9月17日までに書類を提出することになっていたが、斑鳩町から10月4日に提出したため11月11日に手当の支払いができず、支給日が12月10日になることが判明した。支給対象者120人の世帯を訪問し、ご説明とお詫びをしたとのこと。原因は担当者の認識不足と組織として事務処理の進捗状況を確認できていなかったことで深く反省している。今後は、担当者全員で共通認識を図るとともに、チェックリストによる進捗管理を行うことで再発防止に努めると報告されました。

次に、環境対策課から、斑鳩町鳩水園放流水の流域下水道への放流について報告がありました。流域下水道への放流について県との協議が整い3次処理が不要となり、2次処理後放流が可能となったこと、コストメリットが生まれるため早期に接続に向け取り組むと報告されました。

委員から、特別児童扶養手当のお詫び訪問の結果について、鳩水園2次処理の必要な理由や経費削減効果などについて質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

以上で、各課報告事項については終わりました。

次に、その他についてお聞きしたところ、委員より、令和4年度の保育園の待機児童見直しなどについて質疑があり、理事者より一定の答弁がされております。

以上が、閉会中の厚生常任委員会における審査結果の概要です。

なお、詳細につきましては会議録にまとめますので、ご一読いただきますようお願いいたします。厚生常任委員会の報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 次に、日程5．総務常任委員長報告についてを議題とします。

同じく閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。10番、坂口委員長。

○総務常任委員長（坂口徹君） それでは、総務常任委員長報告をさせていただきます。

去る11月18日、4名の委員出席のもと総務常任委員会を開催し、閉会中における継続審査案件を審査するとともに、各課報告を受けましたので、その概要についてご報告いたします。

まず、継続審査案件の斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存および活用に関することについてであります。11月28日までを期間として開催している秋季特別

展の関連行事として、11月6日に中央公民館にて、聖徳太子墓をテーマとした歴史講演会を開催し、88名の参加があったこと、また、第2回の文化財活用センター運営委員会を開催したことなどの報告がありました。

次に、各課報告事項について、①第2期斑鳩町教育に関する大綱(素案)について。平成28年2月に策定してから5年経過したことに伴い、次期大綱を令和8年度までの5年間として、今年度中に第2期の教育大綱を策定すると報告がありました。委員より、進捗管理について質疑があり、答弁されております。

②(仮称)デジタル防災行政無線システム整備事業について、サイレンについては現在仮復旧しているが、役場庁舎より一斉吹鳴できるよう修理を進めている。また、現在の有線放送システムは修理できないことから、より高度で重層的な次期システムの整備を並行してすすめ、令和4年度中の完成をめざすとのことでした。整備のスケジュールが説明され、5月の臨時議会において契約の議決をお願いしたいとのことでした。委員より、新システムの整備に要する期間について、整備費の見込みについて、国や県の補助などの財源確保について等、質疑があり、それぞれ答弁されております。

③町立学校教諭による学校徴収金の不正支出事案について、斑鳩東小学校の30代の男性教諭が、学校徴収金を引き出し、私用に流用した経緯について報告がありました。委員より、現金の引き出し方法について、保護者会での意見について、チェックの期間について、今回の支出の方法について、他校の状況や校長の認識について等、質疑があり、それぞれ答弁されております。

④斑鳩町ホームページトップページリニューアルについて、前回のリニューアルから5年が経過し、より一層の情報の探しやすさに加え、スマホやタブレットに対応したホームページのデザインが求められていることから、令和4年3月1日にトップページのリニューアルを行う予定であると報告がありました。質疑はありませんでした。

また、その他の報告として、職員採用試験について、法隆寺における避難所開設・運営訓練の実施について、町立学校における生理用品の配布について、斑鳩町公私連携幼保連携型認定こども園設置運営事業者募集の進捗状況について報告がありました。

以上が、閉会中の当委員会における審査結果の概要であります。

詳細につきましては会議録に整理いたしますので、ご覧いただきますようお願いいたします。委員長報告を終わります。ご静聴ありがとうございました。

○議長(伴吉晴君) 以上で、閉会中における各委員会の委員長報告が終わりました。

次に、日程6. 施政方針についてを議題といたします。

町長の施政方針の説明を求めます。

中西町長。

○町長（中西和夫君） 本定例会は、町長選挙後初めての町議会ということで、私の町政運営に対する所信を申しあげまして、議員各位並びに住民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

私は、先の町長選挙におきまして、住民の皆様からご信任をいただき、引き続き、町政を担わせていただくことになりました。町長という職責の重さと住民の皆様の大きな期待を感じ、あらためて身の引き締まる思いであります。新たな時代の流れを力に変え、住民の皆様、事業者の皆様、斑鳩町にかかわるすべての方々とのつながりを大切にし、誰もが住みたい、住んでみたい、訪れたいと思える活力と魅力にあふれるまちづくりを進めていく。その決意を、今、新たにしています。

住民の皆様のご期待に沿えるよう、2期目においても初心を忘れることなく、誠心誠意、全力で町政運営に邁進してまいります。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染者が国内で初めて確認されてから、間もなく2年になります。この感染症が及ぼす影響は、生命や健康にとどまらず、社会経済、人々の行動、意識や価値観など多岐にわたり、これまでの私たちの日常生活に大きな変化をもたらしています。現在のところ、日々の新規陽性者数は以前と比べて落ち着いてまいりました。これは、住民の皆様の日々の感染予防対策、また医療を支える方々の不断の努力の賜物です。町を代表いたしまして、心より感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応は、最も優先すべき課題であり、真正面から向き合い、命と暮らしを守るため、引き続き、先頭に立ち全力で取り組んでまいります。

住民の皆様にしつかりと寄り添い、暮らしを支えていくこと、未来を担う子どもたちに豊かなふるさとを残すこと、それが私の使命です。そうしたことから、私は、和のところで、未来へ続く斑鳩をつくるために、公約に掲げた6つの柱でまちづくりを進めてまいります。1つとして、安全・安心にらせるまちにします。2つとして、コンパクトで質の高い持続可能なまちにします。3つとして、子どもたちの笑顔が輝くまちにします。4つとして、だれもが健やかに生き生きとらせるまちにします。5つとして、魅力に満ちた活力のあるまちにします。6つとして、悠久の歴史と文化、自然を大切にするまちにします。これら6つの柱に重点を置きながら、町財政のさらなる健全化の取り組みを進め、持続可能な行財政経営に努めつつ、将来にわたって本町が抱える地域課題を解決し、希望にあふれる地域の発展をめざし、必要な予算を確保するなど、その実

現に果敢に挑戦してまいります。

それでは、2期目の町政運営に臨むにあたり、私の基本的な考え方について申し上げます。はじめに、第1の柱、安全・安心にらせるまちにします、であります。安全なまちで安心してくらすことは、すべての住民の願いであり、まちづくりの土台となるものです。風水害や地震をはじめとする自然災害などから、尊い生命と貴重な財産を守るため、自助、共助、公助の連携のもと、ソフトとハードの両面での防災、減災対策に取り組み、災害に強いまちをめざします。また、犯罪、交通事故から身を守り、住民の誰もが安全で安心して、快適にくらし続けることができるまちをめざします。

その主な取り組みです。はじめに、災害に強いまちです。近年多発する集中豪雨による洪水被害の軽減を図るため、国と連携し、洪水時に一時的に貯留し大和川の水位を下げる遊水地の整備を促進するとともに、富雄川の溢水や三代川を起因とする浸水被害の防除として、引き続き、奈良県と連携し河川改修を促進してまいります。また、町においても、内水被害の解消に向けた貯留施設の整備を計画的に進めるとともに、土砂災害の防止対策として森林整備や治山施設の機能保全に取り組んでまいります。さらには、防災情報の伝達を円滑かつ確実に行うとともに、伝達手段の高度化、重層化を目的に、デジタル防災行政無線システムの整備に取り組んでまいります。また、引き続き、必要な災害物資や資器材について、計画的に備蓄することにより、避難所機能等の充実を図ってまいります。加えて、避難行動要支援者が、災害発生時に地域の住民等の支援を得ながら避難することができる体制を整備するため、一人ひとりの実情に即した個別支援計画の策定を進めるとともに、引き続き、住民への防災に対する啓発活動、自主防災組織の支援や防災リーダーの育成を通じて、地域防災力の向上に努めてまいります。

次に、防犯、生活安全の向上です。地域における犯罪防止や安全、安心な地域社会の実現に向けて、引き続き、防犯カメラや防犯灯の設置、登下校時の見守りや地域における啓発活動など、住民が主体となって取り組むさまざまな自主防犯活動を支援してまいります。また、交通事故を防止するため、交通安全教室等による交通ルールの遵守やマナー向上の啓発などを行い、交通安全意識の高揚に努めるとともに、通学路においては、子どもたちが安全で安心して通学、通園ができるよう、地域の皆様や警察など関係機関と協力し、交通安全対策を進めてまいります。さらには、複雑巧妙化している特殊詐欺や、スマートフォン、インターネットを介した犯罪被害から高齢者や子どもたちを守るために、地域の皆様や警察などの関係機関と連携して啓発活動などを行うとともに、引き続き、特殊詐欺などに対する被害防止対策機能がついた機器を購入する高齢者に対し

て、購入費用の一部を助成してまいります。

次に、ライフラインの確保です。上下水道は、住民生活の基盤として、日常はもちろん、災害時においても命を守る大切なライフラインです。水道事業においては、水需要の減少に伴う給水収益の減少や増大する老朽化施設の更新など経営環境がますます厳しくなる中、県内では水道事業の統合化に向けた議論も進められています。町においても、持続可能な事業経営や体制について検討を進め、安全で安心して飲むことができる水道水を将来にわたり供給できるよう努めてまいります。また、下水道では、引き続き計画的かつ効率的に整備を進め、普及促進に取り組むとともに、接続率の向上に努めてまいります。

次に、第2の柱、コンパクトで質の高い持続可能なまちにします、であります。多様で魅力ある拠点における都市機能の集積と、それらをつなぐネットワークの強化による利便性や移動環境の充実や、定住したいと感じられる魅力的な住環境の整備が期待されています。また、地球温暖化防止などに対応した環境にやさしいまちづくりが求められています。さらには、人口減少社会にあって、適切な行政サービスを維持していくため、限られた行政資源の選択と集中により、最小の経費で最大の効果を上げる行財政経営が必要です。子どもから高齢者まで誰もが気軽に外出できるよう、歩道や道路、公共交通など都市基盤の整備を進めるとともに、環境への意識が高まる中、豊かな自然環境と快適な都市機能との調和が続く、持続可能なまちをめざします。また、世代間の公平性にも考慮しつつ、次世代に負担を残すことのない、効率的な行財政経営を進めます。

その主な取り組みです。はじめに、道路、交通網の整備です。幹線道路の整備では、安全性や快適性を高めるとともに、災害時には緊急避難路や物資輸送等の役割を担う道路として、いかるがパークウェイの早期完成に向けて取り組んでまいります。いかるがパークウェイは、令和2年8月に都市計画道路法隆寺線から国道25号の三室交差点部までの区間を供用開始したところであり、引き続き、東側へのさらなる延伸に向けて整備促進に努めてまいります。また、道路網の整備として、観光振興や地域間の交流、広域観光ルートなどの地域経済の活性化につながることから、JR法隆寺駅から幹線道路や観光地へのアクセス道路などの整備について、計画的に進めてまいります。

次に、住宅、生活環境の整備です。令和3年9月に法隆寺及びJR法隆寺周辺地区のまちづくり基本構想を策定し、奈良県と基本的な連携と協力に関する協定を締結したことから、市街地の整備として、JR法隆寺駅周辺では多くの人が行き交う町の玄関口として、生活、観光、交流など多様な都市機能を複合させた魅力ある交通拠点として機能

の強化を図るとともに、歴史、文化遺産が集積している法隆寺周辺地区では、歴史、文化拠点として機能の強化に取り組んでまいります。

また、空き家の適正な管理を促進するために、引き続き、啓発事業や情報提供、相談対応など、空き家対策に取り組むとともに、適切に管理されていない空き家は、老朽化や自然災害を起因として、安全や衛生、景観等の面で地域の生活環境に深刻な影響を及ぼす可能性があることから、その対策や活用の検討を進めてまいります。

次に、循環型社会の推進、環境保全です。斑鳩町一般廃棄物処理基本計画及び斑鳩まほろば宣言・推進計画に基づき総合的、計画的にごみの減量化、資源化対策を進め、循環型社会の形成を推進するとともに、奈良市とのごみ処理広域化に関する勉強会をはじめ、あらゆる可能性を検討し、安定的なごみ処理の確立に向けて取り組んでまいります。

また、水質改善に向けた取り組みとして、鳩水園から河川排出される放流水の奈良県流域下水道への接続について、奈良県との協議が整いましたことから、今後、下水道接続にかかる工事を進めてまいります。

次に、持続可能な行財政経営です。徹底した行政改革を推進し、簡素で効率的な行政システムを確立するとともに、事務の改善や効率化を進め、将来にわたって持続可能な健全財政の確立と、長時間労働の抑制、各種ハラスメント対策を講じることにより、誰もが働きやすい職場環境の構築に、引き続き、取り組んでまいります。

また、公共施設等については、今後予想される人口減少や人口構造の変化を見据え、施設の将来需要や老朽度の判定、改修時の費用等を総合的に勘案したうえで、公共施設等総合管理計画に基づき計画的な管理を実施し、施設の更新、統廃合、長寿命化を図り、最適な配置の実現をめざしてまいります。さらには、自治体におけるデジタル・トランスフォーメーション推進の流れが加速していることから、本町においても新しい生活様式に対応したポストコロナやデジタル社会を見据え、誰一人取り残さない、人にやさしいデジタル化を推進することとし、押印の廃止、各種手続き及び会議や相談等のオンライン化を進めてまいります。また、行政手続きのオンライン化に向けて、今後もマイナンバーカードの活用が多く見込まれることから、一層のマイナンバーカードの普及促進に引き続き努めてまいります。デジタル技術の活用により、住民の利便性を向上させるとともに、業務の効率化を図り、限られた人的資源をより価値のある業務に注力することで行政サービスのさらなる向上につなげてまいります。

次に、第3の柱、子どもの笑顔が輝くまちにします、であります。子どもたちは地域にとって宝であり、未来であり、希望です。将来を支える子どもたちが安心して生活で

きる社会を築くとともに、その成長を支える環境を整えていくことが必要です。安心して妊娠、出産でき、子育てしやすい環境をつくるとともに、子どもたちをいじめや虐待、貧困から守るしくみを整え、住民が互いに助け合うことで、子どもたちの笑顔と元気な声が、家庭や学校、地域で響きわたるまちをめざします。また、世界遺産法隆寺のあるまちとして、育てよう和の心を教育スローガンとし、子どもたちが、将来誇りを持ってグローバルに活躍できるよう多様性を尊重しながら共に学び、将来の夢や希望を育み、かなえる教育のまちをめざします。

その主な取り組みです。はじめに、子育て環境の充実です。女性の就業率の増加等、子育て世帯を取り巻く社会環境の変化に対応するため、町立幼稚園の運営状況、町内の保育施設の立地状況等を総合的に勘案し、園児数の減少が著しい町立斑鳩西幼稚園を公私連携幼保連携型認定こども園として再構築することにより、多様化する教育、保育ニーズに対応してまいります。また、子どもの健康保持と保護者の経済的負担の軽減を図るため、子ども医療費助成の対象を、現在の中学卒業までから、高校卒業までの年齢に拡大してまいります。さらに、生後初めて視力を測る機会となる3歳児健診において、視力検査に加えて遠視、乱視などの屈折異常の早期発見に役立つ、屈折検査機器を導入し子どもの弱視の早期発見に努めるとともに、季節性インフルエンザ対策として、生後6か月から小学6年生、中学3年生、高校3年生及び妊婦を対象にインフルエンザワクチン接種費用の助成制度を創設してまいります。

次に、子どもの教育の充実です。未来を担う子どもたちにとって、安全で快適な学習環境を確保するため、従来から暗いイメージのあった学校のトイレについて、現状の生活様式の変化にも対応した、明るく衛生的な空間に整備してまいります。また、学校と地域住民が協働、連携し、学校運営に取り組むことで、学校運営に地域の声を生かした地域とともにある学校づくりを進めてまいります。さらには、子ども一人ひとりが個性や自主性、創造性を高める教育を推進するため、ICT教育については、情報機器の整備充実や支援スタッフの配置など、ハードとソフト両面から積極的に取り組み、子どもたちの情報活用能力の育成に努めてまいります。

次に、子どもを守るしくみの充実です。心身の健全な成長を育み、すべての子どもが大切にされながら育つよう、子どもの権利の保障と子どもの貧困対策に取り組んでまいります。子ども家庭総合支援拠点において、要保護児童対策地域協議会が中核となり、民間団体等を含めた地域のさまざまなネットワークを動員し、支援ニーズの高い子ども等を見守り、必要な支援につなげることができる体制の強化を図り、児童虐待の未然防

止や早期発見に取り組んでまいります。また、ヤングケアラー対策として、小、中学校をはじめ医療、介護、福祉等の関係機関と連携し、ヤングケアラーの早期発見と相談体制を構築してまいります。

次に、第4の柱、だれもが健やかに生き生きとくらせるまちにします、であります。人生100年時代が到来する中で、それぞれのライフステージを笑顔でくらせるまちづくりが求められています。住民一人ひとりが健康づくりに取り組み、心身の豊かさが実感できるよう、年齢、性別、障害の有無に関わらず、適切な社会保障と充実したサービスを受けられるとともに、高齢者が元気で積極的に社会参加をしている活力のあるまちをめざします。また、生涯を通じて、学び活躍できる環境と、スポーツ、文化を通じた豊かな生活が実感できるまちをめざします。

その主な取り組みです。はじめに、健康づくりです。健康寿命を延ばし、生涯にわたって生き生きとくらすためには、住民一人ひとりの心身の健康状態が良好であることが不可欠です。特に高齢者は、複数の慢性疾患に加え、認知機能や社会的なつながりが低下するといったフレイル状態になりやすいなど、疾病予防と生活機能維持の両面にわたる支援が必要となります。こうした高齢者が抱えるさまざまな健康課題に対応するため、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に取り組み、健康寿命の延伸を図ってまいります。

次に、高齢者の福祉、介護の充実です。高齢になっても、住み慣れた地域で、健康で生きがいを持って自立した日常生活を送ることができるよう高齢者の生きがいづくりを推進するとともに、地域包括ケアシステムの構築を図ってまいります。また、高齢者で身体障害者手帳の対象とならない中等度難聴者を対象に、生活維持に必要な補聴器の助成制度を創設してまいります。

次に、障害者福祉の充実です。地域でくらす障害のある人となない人との互いの心の隔たりを埋めるため、地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進してまいります。また、障害があっても社会的に自立した生活や住み慣れた地域で安心して暮らせるよう障害福祉サービスの充実を図ってまいります。さらに、療育教室やペアレントトレーニングの実施などを通し、児童の健康な発達と相談支援体制を強化し、障害のある子どもへの支援を図ってまいります。

次に、安定した社会保障制度の運営です。国民健康保険制度の安定的な運営を図るため、国民健康保険税などの歳入の確保に努めるとともに、奈良県と連携しながら、県内市町村が共同で取り組む保健事業などを展開し、医療費の適正化に取り組んでまいります。また、対象の皆様が安心して医療を受けることができるよう、引き続き、福祉医療

の充実に努めてまいります。さらに、社会福祉協議会と連携し、いわゆる制度の狭間にある課題解決に向け、コミュニティソーシャルワーカーの配置により、包括的支援体制の構築に向けて、取り組みを進めてまいります。

次に、生涯学習、生涯スポーツの推進です。生涯学習の推進として、公民館教室の内容の拡充により、多様化する住民のニーズに応えるとともに、自主グループや自治会に対し支援を行い、生涯学習の機会の拡充を図ります。また、自主グループ等が自由に使用できる場を整備してまいります。生涯スポーツの推進として、登録スポーツクラブと協力し、スポーツ人口の増加を図るとともに、子どものスポーツクラブへの活動支援を通じて、その推進に取り組んでまいります。

さらに、中央体育館アリーナにおいて、熱中症を防ぎ、快適なスポーツ環境を提供するとともに、避難時の安全安心な環境を提供できるように、エアコン設備の整備を進めてまいります。

次に、第5の柱、魅力に満ちた活力あるまちにします、であります。本町の豊かな歴史文化資源は、観光を基軸としたまちの活性化につながる貴重な財産です。観光地域づくりを行うため、多様な関係者が連携、協力し、世界遺産法隆寺をはじめ歴史文化資源を生かした観光振興を図り、国内外の多くの人との交流を通じて、にぎわいに満ちたまちをめざします。また、観光ブランド力の強化に加え、まちづくりと農業の連携などにより、雇用創出や起業を促進し、地域経済が活性化した元気なまちづくりをめざします。

その主な取り組みです。はじめに、観光まちづくりの推進です。アフターコロナを見据えて、観光行政も情報発信や情報共有を今まで以上に効率的かつ効果的に進める必要があることから、令和3年4月に発足した、生駒郡4町と大和郡山市、王寺町の1市5町で構成する、WEST NARA広域観光推進協議会を通して、滞在コンテンツの充実など、戦略的な広域周遊観光を推進してまいります。次に、商工業の振興です。商業の活性化に向けて、斑鳩ブランド商品の開発など斑鳩らしい商品づくりによって個性的で活力のある地元産業の確立をめざしてまいります。また、町内での創業を促進し、地域のにぎわいや雇用の創出を図るため、引き続き創業、新規事業所の開設を支援してまいります。次に、農業の活性化です。農業水利施設や農道、ため池など老朽化が進む中、次世代に農業を継承するためには、施設の長寿命化と安全性の向上を計画的に図る必要があります。農業土地基盤の整備を総合的かつ計画的に進めるとともに、防災重点ため池については、計画的に耐震診断を行い、整備が必要になったため池の耐震補強に取り組んでまいります。

次に、第6の柱、悠久の歴史と文化、自然を大切にすまちにします、であります。

斑鳩町の魅力は、世界文化遺産を含む豊かな歴史と文化がまちのあちらこちらに息づいていることであり、町の発展もそれらに支えられてまいりました。これらは後世に伝えていくべき貴重な財産であり、先人たちが守り伝えてきた斑鳩を次世代に継承するため、未来の斑鳩を支え、つくり、つなぐことのできる人を育むまちをめざします。また斑鳩町の固有の歴史、文化遺産のすばらしさを広く発信し、その魅力を貴重な資源として世界にアピールするなど、歴史文化資源を生かしたまちづくりを進めてまいります。

その主な取り組みです。はじめに、歴史、文化遺産の保全と活用です。斑鳩町の豊かな歴史文化資源を総合的かつ一体的に、住民と行政が地域全体で文化財を守り、活かし伝える体制の構築を図り、本町に所在する豊かな文化財の継承を図ることを目的とした新たな計画を策定してまいります。また、町内の観光地域づくり法人、地域DMOをはじめ、観光協会や商工会など多様な事業者と連携し、にぎわいと学びに資する観光、文化イベントを開催するなど、歴史文化資源の活用に取り組むとともに、史跡藤ノ木古墳や中宮寺跡をはじめとする本町の恵まれた歴史文化資源を観光に活かしたツアー等を企画するなどして、新たな観光資源として積極的な活用を図ってまいります。次に、文化、芸術の振興です。いかるがホールの計画的な施設管理を行い、文化芸術活動の拠点として利用しやすい環境を提供してまいります。また、住民の身近な文化、芸術活動の場として、各公民館で公民館教室を開催し、自主的な活動を支援してまいります。

次に、風景、景観、自然環境の保全です。法隆寺をはじめ法起寺、法輪寺周辺などの歴史的景観と自然環境や田園風景が一体となった斑鳩の里の風景、景観の保全に努めるとともに、多くの方々に親しんでいただけるような拠点整備に取り組んでまいります。

これら6つの柱に加えて、自治会をはじめとした地域コミュニティ活動の支援を行うことにより、人とのつながりを大切にすまちをめざすと同時に、共に支え合い助け合うことのできる、笑顔のあふれる共助のまちをめざします。

また、幅広い分野で女性が活躍できる男女共同参画社会や、多様性を認め尊重し合う社会の実現に努めてまいります。

以上、町政運営の取組方針と町政に臨む基本的な考え方について申し述べさせていただきました。

私は、これら政策の実現に向けて、国や県との連携を深め、現場を知る職員の声を大切にし、一緒に汗を流しながら、和のこころのもと、住民の皆様、そして斑鳩町を応援して下さる皆様と心をひとつにして、議会の皆様方のご理解とご協力のもと、未来に

むかって輝き続ける斑鳩町をつくってまいります。

どうか議員皆様におかれましては、さらなるご支援、ご指導を賜りますよう、よろしくお願ひ申しあげます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） ここで10時40分まで休憩いたします。

（ 午前10時21分 休憩 ）

（ 午前10時40分 再開 ）

○議長（伴吉晴君） 再開します。

次に、お手元に配布しております議事日程表の日程7．議案第34号 行政手続きにおける押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例についてから、日程22．報告第21号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第12号）について）まで、以上16議案を一括上程いたします。

町長から、本定例会に付議されました16議案について、総括提案説明を求めます。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会議時間短縮のため本日の総括提案説明は一部省略されますので、ご了承いただきますようよろしくお願ひいたします。

中西町長。

○町長（中西和夫君） 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会議時間短縮のため、本日、総括提案説明の一部省略について議員の皆さまにご配慮いただき、ありがとうございます。

本定例会に付議いたしました議案につきましての概要説明をお手元に配布しております。本文の朗読は省略させていただきますが、いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、原案どおり議決をいただきますようお願いを申しあげます。

○議長（伴吉晴君） ここでお諮りします。

本日提出されています議案について、あらかじめ配布された提出議案説明にその概要が記載されておりますので、日程7．議案第34号から、日程16．議案第43号までの町長提案の10議案については、会議規則第39条第3項の規定により、提案説明を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、これより議事日程に従い議事を進めてまいります。

日程7．議案第34号 行政手続きにおける押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（伴吉晴君） これをもって、議案第34号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第34号は、総務常任委員会に付託します。

続いて、日程8．議案第35号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今回、国の地方税法の改正ということで、国民健康保険における未就学児の均等割を5割軽減するというので、こちらにつきましては、以前から均等割、平等割もそうなんですけども、均等割については子どもが1人生まれれば負担が増えるというシステムになっていることから、改善すべきであるというふうに私は思っていましたし、それにつきまして、今回半分ということではありますが、こういうふうに負担が軽減されたというのは必要なことだというふうには思っていますが、その中で今回負担の金額等についてどうなるのかお尋ねしておきたいと思います。

今回、7割、5割、2割軽減の方たちの分についても、いろいろ掲載していただいておりますが、総額として影響額がどれぐらいになるのか、というのと、費用負担、財源については町だけの負担になるのか、国からもきちんと負担があるのか、その辺について確認をさせていただきたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） まずこの減額の関係でございますけれども、全体といたしまして約150万円の減収となります。この150万円の減収につきましては、それぞれ国、県、町で負担するという形になります。国においては2分の1、県と町がそれぞれ4分の1という形になります。あと、町の関係につきましては、財源については普通交付税で措置されるというふうに聞いております。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 国、県とも負担があって、町は4分の1ということで、総額では150万円ですね、これ5割軽減で150万円ということなんで、あと150万円あればきっちり全部軽減できるのかなというふうに思いますが、またそれについては機会を見て別で議論させていただきたいと思いますので、総括質疑については以上で終わらせていただきます。

○議長（伴吉晴君） これをもって、議案第35号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第35号は、厚生常任委員会に付託します。

続いて、日程 9. 議案第 36 号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) これをもって、議案第 36 号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第 36 号は、厚生常任委員会に付託します。

続いて、日程 10. 議案第 37 号 斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) これをもって、議案第 37 号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第 37 号は、厚生常任委員会に付託します。

続いて、日程 11. 議案第 38 号 長田団地 B 棟屋根外壁等改修工事請負契約の締結についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) これをもって、議案第 38 号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第 38 号は、建設水道常任委員会に付託します。

続いて、日程 12. 議案第 39 号 令和 3 年度斑鳩町一般会計補正予算(第 13 号)についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) これをもって、議案第 39 号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第 39 号は、総務常任委員会に付託します。

次に、日程 13. 議案第 40 号 令和 3 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) これをもって、議案第 40 号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第 40 号は、厚生常任委員会に付託します。

続いて、日程 14. 議案第 41 号 令和 3 年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号)についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) これをもって、議案第 41 号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第 41 号は、厚生常任委員会に付託します。

次に、日程 15. 議案第 42 号 令和 3 年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第 1 号)

についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) これをもって、議案第42号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第42号は、建設水道常任委員会に付託します。

次に、日程16. 議案第43号 令和3年度斑鳩町下水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) これをもって、議案第43号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第43号は、建設水道常任委員会に付託します。

次に、日程17. 同意第11号 副町長の選任について同意を求めることについてを議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、同意第11号については、委員会付託を省略します。

理事者の提案説明を求めます。 面巻総務部長。

○総務部長(面巻昭男君) 同意第11号 副町長の選任について同意を求めることにつきまして、ご説明申しあげます。

本同意は、現副町長の乾善亮氏の任期が、令和3年12月1日をもって満了となることから、引き続き、乾善亮氏を副町長に選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。ご説明といたします。

同意第11号

副町長の選任について同意を求めることについて

標記について、下記の者を副町長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めます。

令和3年11月30日 提出

斑鳩町長 中西和夫

記

住 所 斑鳩町高安1丁目3番12号

氏 名 乾 善亮

生年月日 昭和33年1月28日

乾善亮氏の、略歴につきましては、次のページに記載のとおりであります。朗読につきましては、省略をさせていただきます。

以上をもちまして、説明とさせていただきます。

何とぞ、満場一致をもってご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伴吉晴君） お諮りします。

同意第11号については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、同意第11号については、満場一致で同意されました。

次に、日程18．同意第12号 斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについてを議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、同意第12号については、委員会付託を省略します。

理事者の提案説明を求めます。 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 同意第12号 斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることにつきまして、ご説明申し上げます。

本同意は、現斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の上村定衛門氏の任期が、令和3年12月22日をもって満了となることから、引き続き、上村定衛門氏を同委員に選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます、ご説明といたします。

同意第12号

斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについて
標記について、下記の者を斑鳩町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地

方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

令和3年11月30日 提出

斑鳩町長 中西 和 夫

記

住 所 斑鳩町興留3丁目3番5号

氏 名 上村 定衛門

生年月日 昭和20年8月5日

上村定衛門氏の略歴につきましては、次のページに記載のとおりでございます。朗読
につきましては、省略をさせていただきます。

以上をもちまして、説明とさせていただきます。

何とぞ、満場一致をもってご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伴吉晴君） お諮りします。

同意第12号については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ござい
ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、同意第12号については、満場一致で同意されました。

次に、日程19. 報告第18号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令
和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第10号）について）を議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することに
ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、報告第18号については、委員会付託を省略します。

理事者の報告を求めます。 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） それでは、報告第18号 議会の委任による町長専決処
分の報告について（令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第10号）について）につい
て、ご説明申し上げます。

初めに、議案書を朗読いたします。

報告第18号

議会の委任による町長専決処分の報告について

(令和3年度斑鳩町一般会計補正予算(第10号)について)

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和3年11月30日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読いたします。

斑専第20号

専決処分書

令和3年度斑鳩町一般会計補正予算(第10号)について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和3年11月1日

斑鳩町長 中西和夫

本補正予算は、新型コロナウイルスワクチン接種の実施において、3回目の追加接種等に要する経費の計上と、これにかかる国庫支出金の受け入れにつきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、令和3年11月1日付で専決処分させていただいたものです。

それでは、予算の内容について、補正予算書に沿いましてご説明いたします。

恐れ入りますが、補正予算書の5ページをお願いいたします。はじめに、歳入予算についてです。第15款 国庫支出金、第1項 国庫負担金では、第4目 衛生費国庫負担金で、ワクチン接種のための基本的な必要経費に対して負担金が交付されることから、新型コロナウイルスワクチン接種事業費負担金5,054万円を増額補正させていただいたものです。次に、第2項 国庫補助金、第3目 衛生費国庫補助金では、ワクチン接種のための、その他運営等に必要経費に対して補助金が交付されることから、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金2,226万円を増額補正させていただいたものです。

6ページをお願いいたします。歳出予算についてです。第4款 衛生費、第1項 保健衛生費では、第1目 保健衛生総務費で、ワクチン接種のために必要な臨時看護師等の人件費として、第1節 報酬で800万円を増額補正させていただいたものです。

第2目 感染症予防費では、ワクチン接種のために必要な物件費として6,480万円を増額補正させていただいたものです。その主な内容としましては、第7節 報償費で、集団接種等にかかる医師謝金、第10節 需用費で、衛生用品等の消耗品費、接種券や予診票等の印刷製本費及び会場運営にかかる光熱水費、第11節 役務費で、接種券等の郵送料、第12節 委託料で、接種管理システムの改修費や会場までの移動支援にかかる経費、集団接種会場の設営及び運営費、第18節 負担金補助及び交付金で、町外で接種された個別接種、職域接種等にかかる接種費用負担金となっています。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第10号）

令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72,800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ10,419,945千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年11月1日 専決

斑鳩町長 中西和夫

以上で、報告第18号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第10号）について）の説明とさせていただきます。

ご理解を賜りまして、ご了承いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伴吉晴君） 報告が終わりましたので、本案について、質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、報告第18号に関する質疑を終結します。

報告第18号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第10号）について）を終わります。

次に、日程20. 報告第19号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）、日程21. 報告第20号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第11号）について）の2議案は、いずれも同一事故にかかる議会の委任による町長専決処分の報告であります。

よって、会議規則第37条の規定により2議案を一括議題とし、会議規則第39条第

3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、報告第19号及び報告第20号の2議案については、一括議題とし、委員会付託を省略します。

理事者の報告を求めます。 上田都市建設部長。

○都市建設部長(上田俊雄君) それでは、報告第19号及び報告第20号につきまして一括してご説明申し上げます。

はじめに、報告第19号 議会の委任による町長専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)でございます。議案書を朗読させていただきます。

報告第19号

議会の委任による町長専決処分の報告について

(損害賠償の額の決定について)

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和3年11月30日提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読いたします。

斑専第21号

専決処分書

損害賠償の額の決定について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和3年11月2日

斑鳩町長 中西和夫

続きまして3枚目でございます。

損害賠償の額の決定についてを朗読いたします。

損害賠償の額の決定について

町道205号線の斑鳩町大字三井地内で、アスファルト舗装の表層剥離による陥没箇所を通行車両が通過の際にタイヤを損傷した事故による損害賠償を次のとおり決定する。

記

1. 損害賠償の額 5, 148円
2. 損害賠償の相手方 奈良県生駒郡斑鳩町大字三井611
塚原康裕

本件につきましては、去る令和3年8月2日に法隆寺カントリークラブから大和郡山市へ通じる町道205号線におきまして、塚原康裕氏が運転する軽自動車が通過する際に、アスファルト舗装の表層の剥離から道路陥没が生じ、陥没を通過したときの衝撃で前後のタイヤが破損したものでございます。運転手にはけがはございませんでした。

この事故によります損害賠償の額として、塚原氏にタイヤ2本の交換に要する費用の3割分、5,148円を支払うことで令和3年11月2日に示談が成立いたしましたことから、地方自治法第180条第1項の規定により議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、同日付けで損害賠償の額の決定について専決処分をさせていただき、同法同条第2項の規定により議会に報告させていただくものでございます。

続きまして、報告第20号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和3年度 斑鳩町一般会計補正予算（第11号）について）でございます。

議案書を朗読させていただきます。

報告第20号

議会の委任による町長専決処分の報告について

（令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第11号）について）

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和3年11月30日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、次のページの専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第22号

専決処分書

令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第11号）について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和3年11月2日

斑鳩町長 中西和夫

先ほどの、報告第19号の損害賠償の額の決定について専決処分をさせていただきましたことに伴います、損害賠償にかかる保険金の受け入れと、損害賠償の支払いのための補正でございます。それでは、補正予算書に基づきまして説明させていただきます。

補正予算書の5ページをお願いいたします。歳入でございます。第21款 諸収入 第5項 雑入 第5目 雑入におきまして、総合賠償補償保険金の受け入れ額6千円の増額。6ページをお願いいたします。歳出では、第7款 土木費 第1項 土木管理費 第1目 土木総務費 第21節 補償補填及び賠償金で、損害賠償の支払い額6千円の増額補正をお願いしたものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。朗読をもって説明とさせていただきます。

令和3年度 斑鳩町一般会計補正予算（第11号）

令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 10,419,951千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年11月2日 専決

斑鳩町長 中西和夫

以上で、報告第19号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）及び、報告第20号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第11号）について）の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきまして、ご了承を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（伴吉晴君） 報告が終わりましたので、本案について質疑をお受けします。

12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） すみません、ちょっとよくわからない点をお聞きしたいと思うんですけども、アスファルト舗装の表層の剥離ということなんですけども、町内の道路いろんなところで剥離はしていると思うんですけど、この車両破損があった箇所の剥離の状

況ですね、通常みられるような剥離ではなく、大きな剥離っていいですかね、タイヤを破損するぐらいのことなんで、陥没とおっしゃっていたと思うんですけども、ちょっと状況を教えてくださいませんか。

○議長（伴吉晴君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 剥離の状況でございます。まず剥離、表層の剥離につきましては、アスファルト舗装が老朽化、もしくは車両の通行状況によって亀の甲が生じ、その後表面がめくれ上がるというような状況が剥離の状況となっております。そして当日事故が起きました場所の剥離状況でございますけども、道路幅員が約3メートルある部分につきまして、陥没の大きさは縦横1メートル、深さ10センチから15センチの陥没が2か所あり、その陥没により事故が起こった状況でございます。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 通常パトロール等もしていただいていると思いますけど、事前にはそれは発見できなくて、当日それが起こったことによってひどくなったというんですかね、こういう状況につながったということでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） パトロールにおきましては、担当課でも強化に努めておりまして、10地区に分けて月1回2人一組で半日かけて道路パトロールを実施いたしております。しかしながら全道路の確認をすることがなかなか難しい状況でございますので、当日陥没が起こってございましたことに、担当課も確認できずにその部分に車が通過したというような状況でございます。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） そうしたらこれ事前に発見できていたら防げていた事故だということに理解していいですかね。

○議長（伴吉晴君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 道路パトロールで確認されました、もしくは通報を受けました箇所につきましては、その日に補修するようにはしておりますので、当該箇所につきましても、事前に確認ができていれば当然、応急復旧はさせていただきますので、このようなことにはならなかったという状況でございます。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） もう1点、この費用負担の割合が3割ということやったんですけども、それ細かいところはあれとして、負担割合の基準っていうんですかね、こう

ということがあったときに、なんかそういう考え方があるのかなと、なんで3割なのかなというのが気になったんですけど、教えていただけますか。

○議長（伴吉晴君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 過失割合の件でございます。過失割合につきましては保険会社と相談するなかで、相手方の交渉にお伺いしてという状況でございますけども、この件につきましては、陥没箇所が2か所発生していて、運転手の前方不注意も大きな原因のひとつであるというような観点から、過去の判例から3割の過失で相殺し交渉いたしました。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） わかりました。今回、運転手の方のけががなかったということで、幸いだったというふうに思うんですが、なかなか町としても全部の道路を点検して把握するというのは難しいとは思いますが、やはり起こってはいけないことだというふうに思いますので、今度ともですね、事前にやっぱり早期発見して対応できるようにお願いしておきたいと思います。

○議長（伴吉晴君） これをもって、質疑を終結します。

報告第19号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）及び、報告第20号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第11号）について）を終わります。

次に、日程22. 報告第21号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第12号）について）を議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、報告第21号については、委員会付託を省略します。

理事者の報告を求めます。 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） それでは、報告第21号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第12号）について）につきまして、ご説明申しあげます。

初めに、議案書を朗読いたします。

報告第 2 1 号

議会の委任による町長専決処分の報告について

(令和 3 年度斑鳩町一般会計補正予算 (第 1 2 号) について)

標記について、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告します。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日 提出

斑鳩町長 中西 和 夫

続きまして、2 枚目の専決処分書を朗読いたします。

斑専第 2 3 号

専決処分書

令和 3 年度斑鳩町一般会計補正予算 (第 1 2 号) について

標記について、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和 3 年 1 1 月 2 2 日

斑鳩町長 中西 和 夫

本補正予算は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなか、子育て世帯への支援として、迅速な対応が必要となった子育て世帯臨時特別給付金の給付に要する経費の計上と、これにかかる国庫支出金の受け入れにつきまして、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により、令和 3 年 1 1 月 2 2 日付で専決処分させていただいたものです。

それでは、予算の内容について、補正予算書に沿いましてご説明いたします。

恐れ入りますが、補正予算書の 5 ページをお願いいたします。

はじめに、歳入予算についてです。第 1 5 款 国庫支出金、第 2 項 国庫補助金では、第 2 目 民生費国庫補助金で、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなか、子育て世帯への支援として、給付金を支給するにあたり、その実施にかかる費用が補助対象となることから、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金 2 億 2, 7 8 0 万円、子育て世帯臨時特別給付金給付事務費補助金 3 7 0 万円を増額補正させていただいたものです。6 ページをお願いいたします。歳出予算についてです。第 3 款 民生費、第 2 項 児童福祉費では、第 7 目 子育て世帯臨時特別給付金給付事業費で、給付金及びその支給に必要な事務費として 2 億 3, 1 5 0 万円を増額補正させていただいたものです。その主な内容としましては、第 3 節 職員手当等で、一般職員の時間外勤務手当、第 1

0 節 需用費で事務用品等の消耗品費及び案内通知や封筒等の印刷製本費、第 1 1 節 役務費で案内通知等の郵送料、第 1 2 節 委託料で給付管理システムの導入費、第 1 8 節 負担金補助及び交付金で、対象児童 1 人当たり 5 万円を支給する子育て世帯臨時特別給付金となっています。

恐れ入りますが、1 ページにお戻りいただけますでしょうか。予算総則を朗読させていただきます。

令和 3 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 1 2 号）

令和 3 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 1 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 3 1, 5 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 1 0, 6 5 1, 4 5 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 1 1 月 2 2 日 専決

斑鳩町長 中西 和 夫

以上で、報告第 2 1 号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和 3 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 1 2 号）について）の説明とさせていただきます。

ご理解を賜りまして、ご了承いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伴吉晴君） 報告が終わりましたので、本案について、質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、報告第 2 1 号に関する質疑を終結します。

報告第 2 1 号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和 3 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 1 2 号）について）を終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。

明 1 2 月 1 日から 2 日までは休会、3 日は午前 9 時から一般質問を予定しておりますので、定刻にご参集をお願いします。

本日は、これをもって散会します。

お疲れさまでした。

（午前 1 1 時 2 1 分 散会）